

「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書

「駐留軍関係離職者等臨時措置法」は、2023年5月16日で有効期限を迎えます。ご承知の通り、駐留軍雇用は米国の軍事政策や国際情勢等に影響を受ける特殊な職場環境下であり、本質的には不安定な状況に置かれています。海兵隊施設には4,857人(令和4年3月)、嘉手納以南の対象施設には3,622人(令和4年3月)の日本人従業員が勤務しており、駐留軍等労働者としての雇用継続が困難となる事態も懸念され、「駐留軍関係離職者等臨時措置法」に基づく雇用対策が不可欠であります。

昨今の全国的な雇用情勢は、新型コロナウイルスの影響もあり完全失業率2%台後半で高止まりし、県内の失業率は全国よりも高い水準で推移しています。また、駐留軍等労働者は中途採用者が多いことから平均年齢も48.24歳と高い状況にあります。こうした状況の中、大規模な人員整理等が発生すれば、駐留軍関係離職者の再就職・自活の道はなく、雇用情勢はパニック状態に陥ります。よって同法の再延長を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年10月19日

沖縄県西原町議会

あて先：厚生労働大臣、防衛大臣